

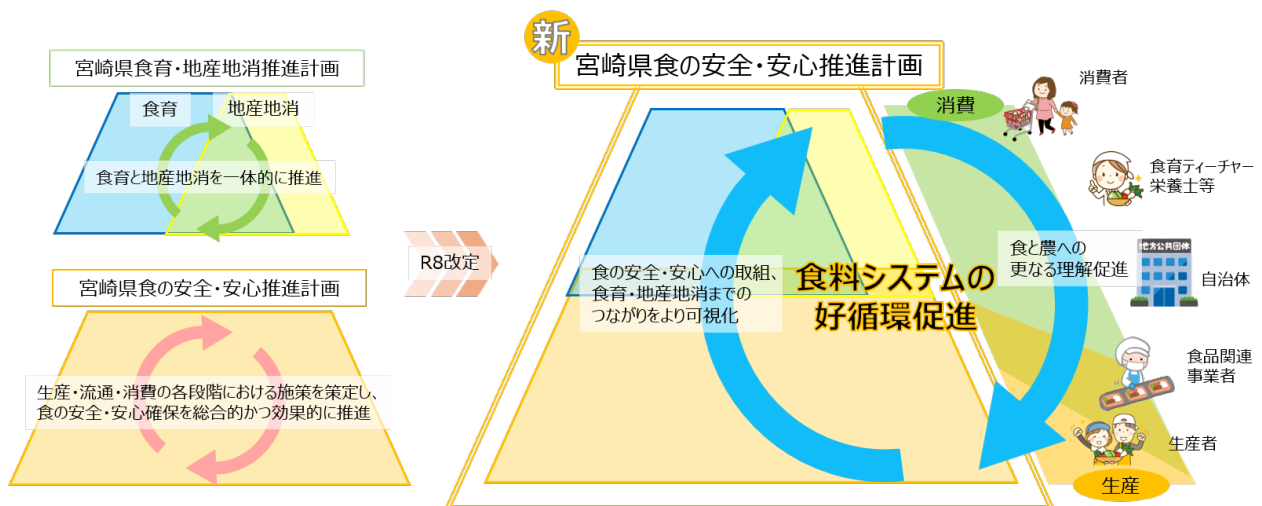
宮崎県食の安全・安心推進計画の改定について

1 背景

- ・「宮崎県食の安全・安心推進計画（以下、「食の安全・安心計画」という。）」及び「宮崎県食育・地産地消推進計画（以下、「食育・地産地消計画」という。）」は、令和7年度が5か年計画の終期となっている。
- ・令和8年6月24日、国の第5次食育推進基本計画（以下、「食育基本計画」という。）が決定され、その中で、近年の状況変化を踏まえ、重点事項として、①学校等での食と農に関する学びの充実、②健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進、③国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大を掲げている。

2 改定の方向性

「食の安全・安心計画」の根拠となる「宮崎県食の安全・安心推進条例」には、もともと食育及び地産地消に関する規定（第15条、第16条）が盛り込まれていることから、生産・流通側の食の安全・安心への取組から消費側の食育や地産地消までのつながりをより可視化し、全ての関係者の食と農への更なる理解促進や食料システムの好循環の促進を図ることが有効と判断し、一本化する。



3 新計画の概要

条例に沿った12の基本的施策（条例第10条～22条）による構成とし、食育の推進については、国の食育基本計画に対応する形で、新「食の安全・安心計画」の基本的施策6「食育・地産地消の推進（第15条、第16条）」の中に反映する。

※ 詳細は別紙のとおり

4 新計画の位置づけ

これまで、「食育・地産地消計画」は食育基本法及び六次産業化・地産地消法に規定する都道府県計画として位置づけていたが、今回、両計画を一本化するため、改定後の「食の安全・安心計画」を両法の都道府県計画として位置づける。

新たな「宮崎県食の安全・安心推進計画」（案）について

- 令和7年度で5か年計画の終期を迎えた「宮崎県食の安全・安心推進計画」及び「宮崎県食育・地産地消推進計画」を、一本化した上で改定。
- 食育・地産地消については、本年改正の食育基本法や食育推進基本計画のポイントを踏まえ、体系の再編と取組の見直し・強化を図る。

宮崎県食の安全・安心推進計画（R8～R12）

施策の体系

- 1 安全・安心な農林水産物の生産及び供給（第10条）
- 2 各段階における安全性の確保（第11条）
- 3 食品表示の適正化の推進（第12条）
- 4 医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策（第13条）
- 5 県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及・啓発（第14条）
- 6 食育・地産地消の推進（第15条、第16条）
- 7 生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立（第17条）
- 8 人材育成及び資質の向上（第18条）
- 9 危機管理体制の整備（第19条）
- 10 試験研究の推進等（第20条）
- 11 情報の収集及び提供（第21条）
- 12 関係機関との連携（第22条）

国の食育推進基本計画の改定のポイント

- ① 学校等での食と農に関する学びの充実
- ② 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進
- ③ 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大



1 県民の食や農への理解促進に関する取組

- (1) 学校等での食と農に関する学びの充実
- (2) 家庭における食と農への理解促進
- (3) 地域で命の恵みを実感できる農林漁業教育の場づくり



<農林漁業体験学習会>

2 県民の身体の健康に関する取組

- (1) ライフステージに応じた健全な食生活の推進
- (2) 官民連携による食生活改善に向けた取組の推進
- (3) 県民の食生活と健康に関する調査及び情報提供



<食生活改善の情報提供>

3 県民に愛され、選ばれる宮崎の食づくりの取組

- (1) 郷土料理や伝統的な食文化を学ぶ場づくり
- (2) 環境に配慮した食育・地産地消の推進
- (3) ローカルフードプロジェクト等の推進による地域経済の活性化
- (4) 生産者、事業者及び消費者の交流促進等による地産地消の推進
- (5) 食育・地産地消に関する普及啓発の取組強化



<郷土料理教室>